

## 奥州市週一スポーツ団体登録実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奥州市週一スポーツ団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 登録をしようとする団体は、奥州市週一スポーツ団体登録(変更・廃止)申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(資格要件)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる全ての要件を満たす団体を登録するものとする。

- (1) 週1回以上運動しようとする団体であること。
- (2) 会員の半数以上が市民で構成される団体であること。
- (3) 団体の所在地または代表者の住所が市内であること。

(登録証の交付)

第4条 市長は、登録をしたときは、奥州市週一スポーツ団体登録証(様式第2号)を交付するものとする。

(登録証の提示)

第5条 登録された団体(以下「登録団体という。’)は、前条の登録証の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(申請事項の変更)

第6条 登録団体は、次のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 団体の活動を停止又は中止したとき。
- (3) 登録を辞退するとき。

(登録の抹消)

第7条 市長は、登録団体が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 申請等に故意に偽りの事実を記載したことが明らかなとき。
- (2) 第3条に規定する資格要件を有しないと認められるとき。
- (3) 第6条第2号又は第3号に該当したことを理由として登録団体から届け出があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、直ちに該当団体に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。